



5月6日募集開始！！

ご結婚おめでとうございます 和泉市で親元近居する 新婚さんを支援します！

和泉市内で親元の近くにお住まいになる新婚世帯に対して、
住居費等の一部を和泉市から最大で **30万円** 補助します。



対象となる方

以下の要件を**全て**満たす方

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦であること。
- **婚姻日時点で夫婦の年齢がいずれも39歳以下**であること。
- **令和5年3月31日まで**の間に新たに住宅を取得又は賃借し、対象住居に住民登録していること。
- 夫婦の年間所得合計が400万円未満であること。
(貸与型奨学金を返済している場合は、世帯所得から返済分を控除した額) ※裏面に例示
- 申請時に夫婦のどちらかの親世帯が和泉市に住民登録を行っていること。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 申請時点で、夫婦のいずれも納期限が到来している和泉市市税の未納がないこと。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。



対象となる経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った下記の場合の費用が対象です。

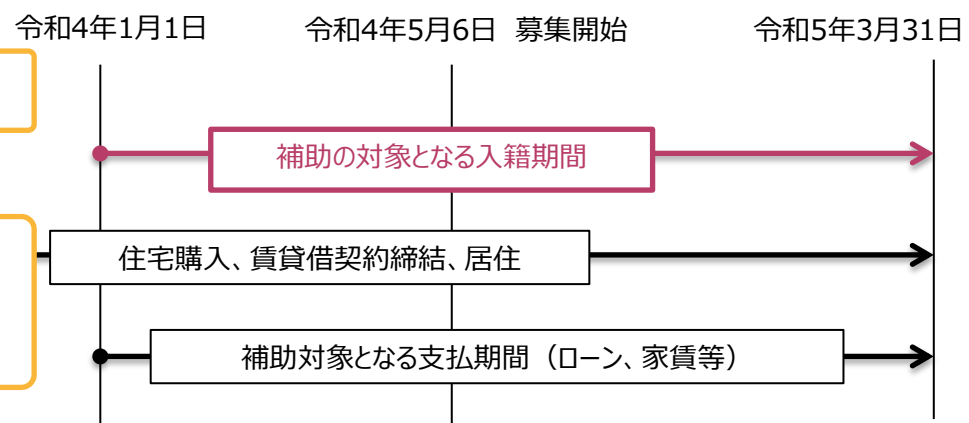
- ① **婚姻を機に新規に和泉市内の住宅を取得した場合の費用** <市内転居可能>
※売主が、新婚世帯の夫婦のいずれか一方と親族である者の場合又は契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。
- ② **婚姻を機に新規に和泉市内の賃貸住宅に転居した場合の費用** <市内転居可能>
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費)
※賃貸住宅を所有又は転貸する者が、新婚世帯の夫婦のいずれか一方と親族である者を除く。

補助対象件数

50 世帯 程度 (先着順)

申請期間

**令和4年 5月 6日から
令和5年 3月31日まで**
※対象件数に達した時点で終了



お問い合わせ

和泉市役所いずみアピール担当 TEL : 0725-99-8101

和泉市 新婚

検索

申請に必要な書類等は裏面をご覧ください。

※所得の計算例

例1 夫:会社員(給与収入のみ) 妻:無職 の場合

夫の年間の給与収入約540万円未満の世帯が対象

→年間給与所得金額 400万円未満 となります。

※夫婦共働きの場合は、それぞれに給与収入から給与所得を計算し、合計した額が400万円未満であることが必要。

例2 夫:無職 妻:自営業 の場合

妻の年間所得(収入から経費を引いたもの)が400万円未満の世帯が対象。

提出書類

申請書と合わせて下記書類の提出が必要です。

(1) 申請者夫婦の婚姻後の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

(2) 申請者夫婦の住民票

(3) 申請者夫婦のどちらかの親世帯(和泉市在住)の住民票

(4) 申請者夫婦の所得証明書

※令和4年5月31日までに婚姻届が受理された方 : 「令和3年度(令和2年分)所得証明書」

令和4年6月1日以降に婚姻届が受理された方 : 「令和4年度(令和3年分)所得証明書」

(5) 物件の売買契約書及び建物の登記事項証明書及び領収書の写し(住宅取得の場合)

(6) 物件の賃貸借契約書の写し(住宅賃借の場合)

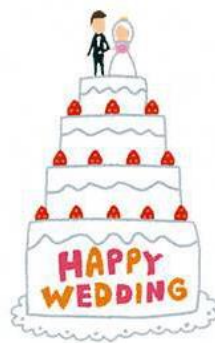
(7) 誓約書

(8) 住宅手当支給証明書(住宅賃借、給与所得者の場合)

(9) 離職票の写し又は退職証明書(該当する場合)

(10) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し(貸与型奨学金の返済がある場合)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



手続きの流れ

